

第6章

「歴史資産」の

保存・活用の推進体制

- ・本市では、庁内関連部局や民間団体・研究機関等との連携体制の整備を進め、地域計画に基づく歴史文化を活かしたまちづくりを推進する。
- ・令和3年（2021）度からは、地域計画の実現に向け事業の効果検証や連携体制を構築する場として、「丹波篠山市文化財保存活用地域計画推進協議会」を設置する。
- ・市民主体による19地区それぞれの魅力あふれる歴史文化を活かしたまちづくりを推進していくために、文化財保護推進員を公募し、地域住民を主体とした推進体制を構築することを目指す。

6-1. 丹波篠山市の体制

本市では、庁内関連部局や民間団体・研究機関等との連携体制の整備を進め、地域計画に基づく歴史文化を活かしたまちづくりを推進する。令和3年（2021）2月現在の本市における関係各課の業務内容及び関連する民間団体等は下記に示すとおりである。

丹波篠山市

◎教育委員会事務局文化財課：職員4名（うち文化財の専門職員1名）

文化財保存・活用・調査・指導、国史跡の保存・整備、伝統的建造物群保存地区の保存・整備、歴史文化基本構想、地域文化の総合企画、文化施設運営の企画・調整、篠山層群化石に関する事など

○教育委員会事務局教育総務課

教育基本構想に関する事など

○教育委員会事務局社会教育課

生涯学習の総合企画、生涯学習施設に関する事など

○中央図書館

図書館業務、市史編纂事務に関する事など

○企画総務部創造都市課

総合計画・総合戦略の進行管理、定住促進、空き家活用に関する事など

○企画総務部総務課

視聴覚教材の制作・配信、視聴覚教育の振興に関する事など

○市民生活部中央公民館

各種教室・セミナー、団体の育成、地域づくりの支援に関する事など

○市民生活部地域振興課

自治会組織、まちづくり協議会、旧小学校跡地活用、NPO 団体に関する事など

○市民生活部市民安全課

地域防災計画、各種対策本部の運営及び調整に関する事など

○農都創造部農都政策課

特産ブランド戦略及び特産物振興、都市農村交流、集落営農育成に関する事など

○環境みらい部農村環境課

農村及び里山環境整備計画、生物多様性の取組、環境保全に関する事など

○観光交流部観光交流課

観光ブランド戦略、観光客誘致、日本遺産・創造都市ネットワーク、観光協会等との連携等

○まちづくり部地域整備課

公園、駐輪場、駐車場、都市計画施設の維持管理、空き家対策に関する事など

○まちづくり部地域計画課

都市計画、景観形成、土地利用に関する事など

○その他の関係課：必要に応じて連携

関係機関

- 丹波篠山市文化財保護審議会：市指定文化財の指定及び文化財の保存・活用に関する審議など
- 歴史文化施設四館（篠山城大書院、青山歴史村、歴史美術館、安間家史料館）：資料の展示など
- 六古窯日本遺産活用協議会：日本遺産（きつと恋する六古窯）に関する事など
- 丹波地域恐竜化石フィールドミュージアム推進協議会：丹波竜、太古の生きもの館に関する事など

市内の民間団体

- 各自治会・各地区のまちづくり協議会：各地区の地域づくりに関する事など
- 篠山まちなみ保存会・福住まちなみ保存会：重伝建地区の伝統的建造物等の修理・修景に関する事など
- 丹波篠山観光協会：観光振興に関する事など
- 丹波立杭陶磁器協同組合：丹波焼に関する事（共同販売、資材の共同購入、産地振興、後継者育成等）
- NPO 法人 町なみ屋なみ研究所：古民家等の改修、活用等に関する事など

県・市外の関係機関等との連携

- 兵庫県教育委員会：文化財の調査・活用・保存・整備、埋蔵文化財に関する手続きに関する事など
- 兵庫県立考古博物館：県内の遺跡及び考古資料の調査研究及び成果の活用など
- 兵庫県立歴史博物館：県内の地域史研究と、その成果の普及・活用など
- 兵庫県立人と自然の博物館：丹波の恐竜化石に関する事など
- 兵庫陶芸美術館：古陶磁や現代陶芸の展示・資料収集保存・調査研究、陶芸文化を担う人材の養成など
- 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター：地域資料整理サポーターに関する事など
- 神戸大学大学院農学研究科地域連携センター：農村イノベーションラボ、フィールドステーションに関する事など
- ひょうごヘリテージ機構 H20：「歴史的文化遺産」の調査、研究、保全・活用提案、まちづくりに関する事など
- 兵庫県まちづくり技術センター：まちづくり専門家バンク、アドバイザー派遣等に関する事

6-2. 協議会等による推進体制

令和3年（2021）度からは、地域計画の実現に向け事業の効果検証や連携体制を構築する場として、文化財保護法第183条の9に定める法定協議会として、新たに「丹波篠山市文化財保存活用地域計画推進協議会」（以下、「推進協議会」とよぶ）を設置する。市民・行政・専門家（民間団体・研究機関等）がそれぞれの役割を認識しながら一体となって、歴史文化を活かしたまちづくりを推進する。

表 6-1 推進協議会の構成（案）

各主体の役割	
丹波篠山市	・教育委員会事務局文化財課（事務局） ・創造都市課 ・ 商工観光課 ・ 地域整備課 ・ 地域計画課 等
兵庫県	・兵庫県教育委員会
関係機関	・文化財保護審議会 ・ 丹波篠山観光協会 ・六古窯日本遺産活用協議会 等
市民組織	・まちづくり協議会 ・ まちなみ保存会 ・ 自治会長会 等
民間団体	・ひょうごヘリテージ機構 H20 ・ NPO 法人町なみ屋なみ研究所 等
その他	必要に応じて学識経験者、研究機関等が参画する

表 6-2 各主体の役割

各主体の役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人一人が歴史文化の担い手であることを認識し、家庭や地域の歴史文化など身近ものから「歴史資産」を適切に守っていく。 ・自治会・まちづくり協議会などの活動に積極的に参加し、考え、話し合い、保存・活用の取組を地域一体となって進める。また、本市の歴史文化について積極的に発信する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・丹波篠山市教育委員会事務局文化財課は、歴史文化を活かした取組について、主体間の連携・調整を行う。また、必要に応じて、文化財保護法第192条の2に定める「文化財保存活用支援団体」を指定する。 ・丹波篠山市の各課は、それぞれの分野において、同様の歴史文化のテーマを持つ他市町村などとの交流・連携を進めるなど、歴史文化を活かしたまちづくりの取組を進め、本市の歴史文化の魅力を磨いていく。また、各主体の歴史文化を活かした取組を後押しするため、国や県と連携して制度等の仕組みを整える。
専門家	<ul style="list-style-type: none"> ・大学や博物館等の研究機関は、本市の歴史文化に関する調査・研究を行政と連携しながら継続的に実施し、本市の歴史文化の価値の解明に努める。また、市民にその価値が伝わりやすい発信方法を工夫し市民主体による歴史文化を活かしたまちづくりの原動力となるよう支援する。 ・各アドバイザーなどは、行政や市民からの依頼・要望があった際には、協力する。 ・観光協会は、丹波篠山市商工観光課と連携協力して、本市全域の観光振興を推進する。

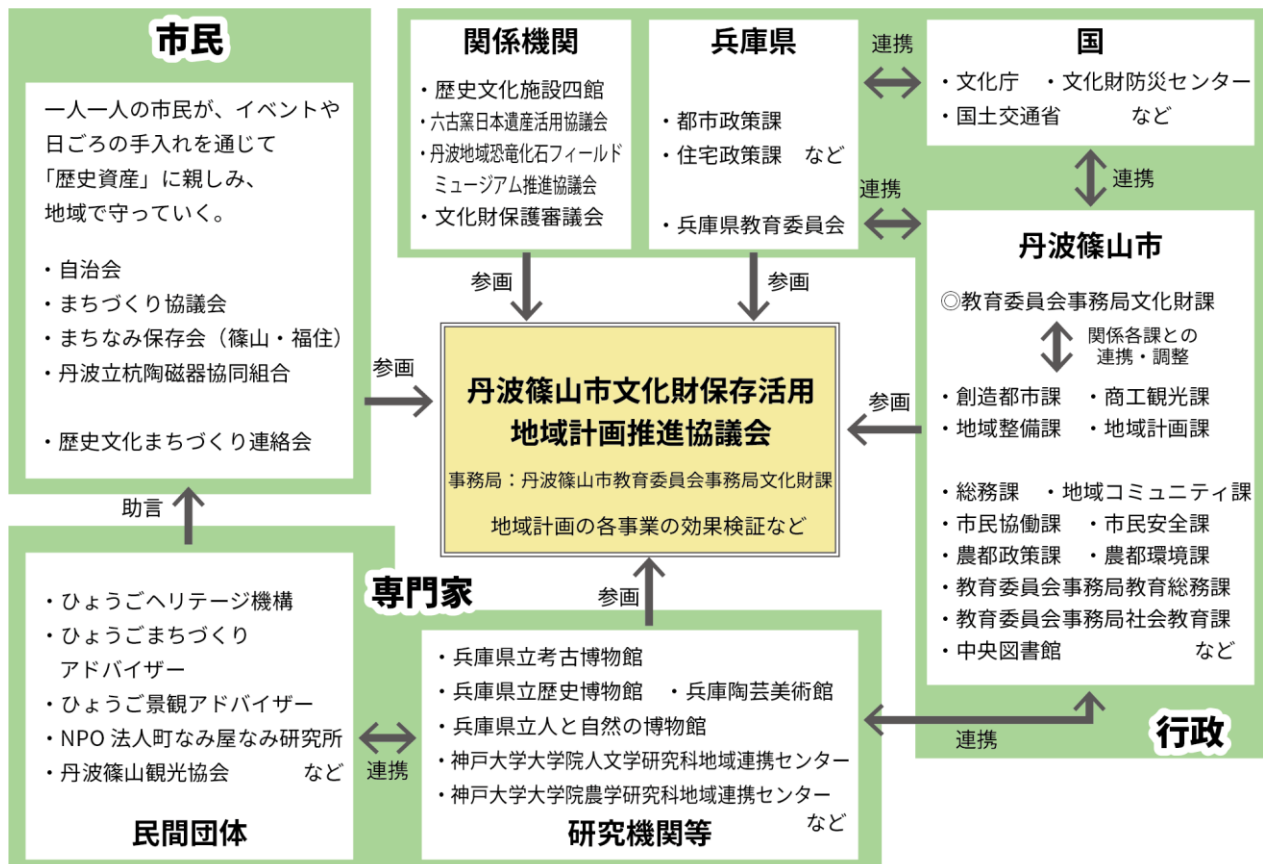


図 6-1 推進協議会を中心とした主体間の連携体制

6-3. 地域住民を主体とした推進体制

市民主体による19地区それぞれの魅力あふれる歴史文化を活かしたまちづくりを推進していくために、図6-2に示すような地域住民を主体とした推進体制の構築を目指す。

兵庫県では、文化財保護指導委員（以下、「指導委員」という）を丹波地域に2名（令和2年（2020）10月現在）設置している。しかしながら、指導委員は指定等文化財を主な対象として巡視・指導等を行うものであり、未指定の「歴史資産」は対象となっていない。そのため、本市において同様の体制を構築するために、文化財保護推進員（以下、「推進員」という）を設置することを目指す。推進員は、市民から公募して、丹波篠山市が委嘱する。推進員は地区分担を決め、地区別に市内の「歴史資産」の日常的な見回り、地区の住民からの「歴史資産」の保存・活用に関する相談への対応等を担う。また、推進員が状況を報告する場を設置し、必要に応じて情報共有を行うことにより市全体としての適切な「歴史資産」の保存・活用を目指す。

また、丹波篠山市は兵庫県と連携して各地区へまちづくりアドバイザーとヘリテージマネージャー等を派遣するとともに、市内で活動する専門家（町なみ屋なみ研究所、学芸アドバイザー、地域資料サポーターなど）を「歴史文化まちづくりアドバイザー」として位置づけ、各地区の歴史文化を活かしたまちづくりを進める上で必要に応じて派遣することとする。さらに、各種保存会等を文化財保護法に定める文化財保存活用支援団体に指定することも検討する。なお、計画期間内に、地域主体の「歴史文化まちづくり連絡会」を組織することを予定している（事業番号54）。

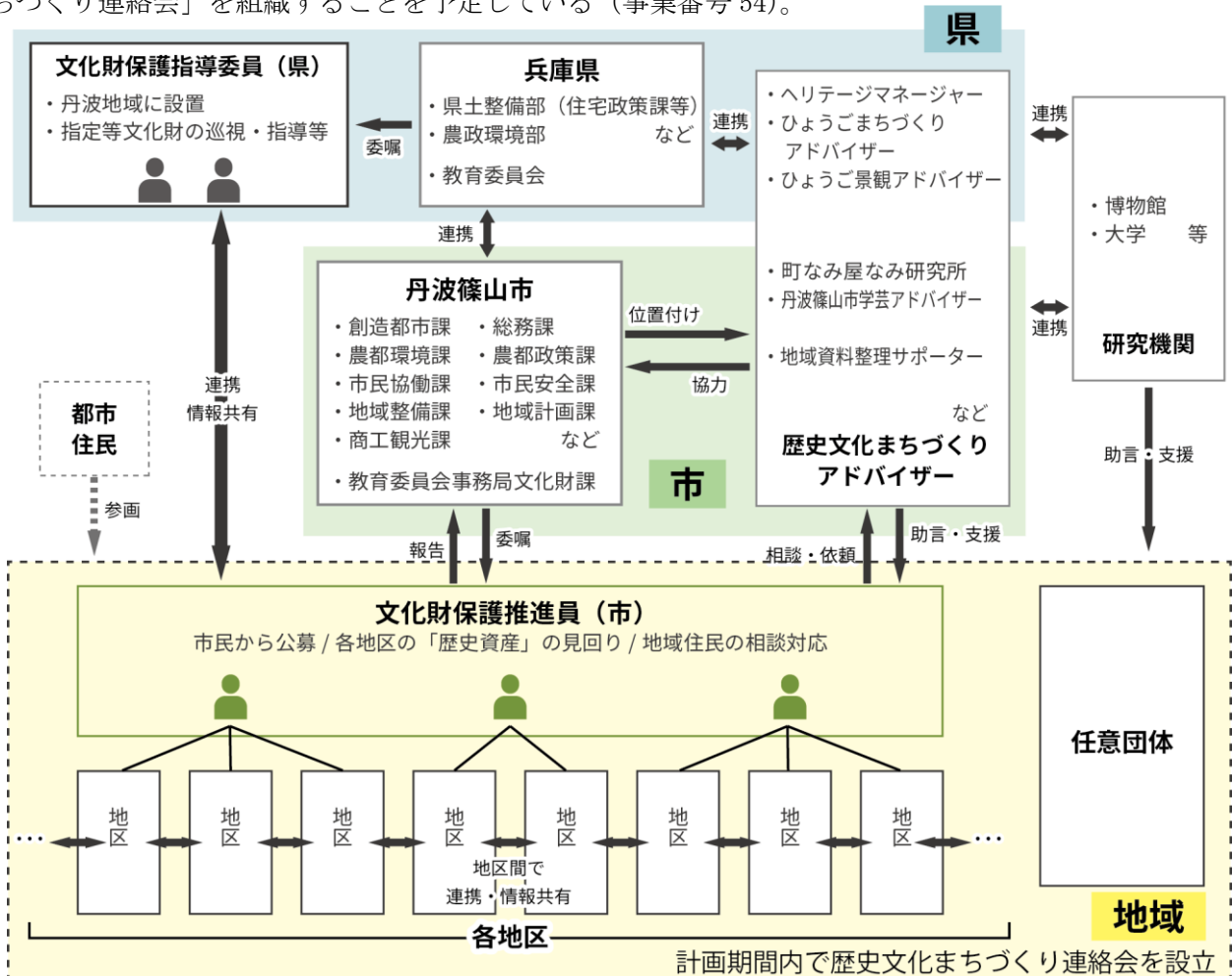


図6-2 地域住民を主体とした推進体制